

認定こども園等 入所案内

1. 保育施設の種類	2	11. 保育料について	8～10
2. 保育の必要性の認定	2	12. 育児休業を取得する場合	11
3. 支給認定の対象者	2	13. その他 注意・連絡事項・転園申請	11・12
4. 支給認定手続きの流れ	3	利用調整(選考)基準表	14・15
5. 支給認定申請 兼 入所申請	3	利用者負担額(保育料)表	16～18
6. 保育認定事由と必要書類	4	園マップ	19
7. 入所の期日	6	保育施設一覧	20・21
8. 保育短時間と保育標準時間	6	各園紹介	22～
9. 入所内定及び承諾	7	Q&A	43～
10. 待機児童について	7		



交野市役所健やか部 こども園課
住 所：〒576-0034
交野市天野が原町5丁目5-1
電 話：072-893-6407
F A X：072-892-0525
H P：http://www.city.katano.osaka.jp/
MAIL: kodomoen@city.katano.osaka.jp

♪保育施設への入所申込みに関するお問い合わせは
交野市健やか部こども園課まで♪

1. 保育施設の種類

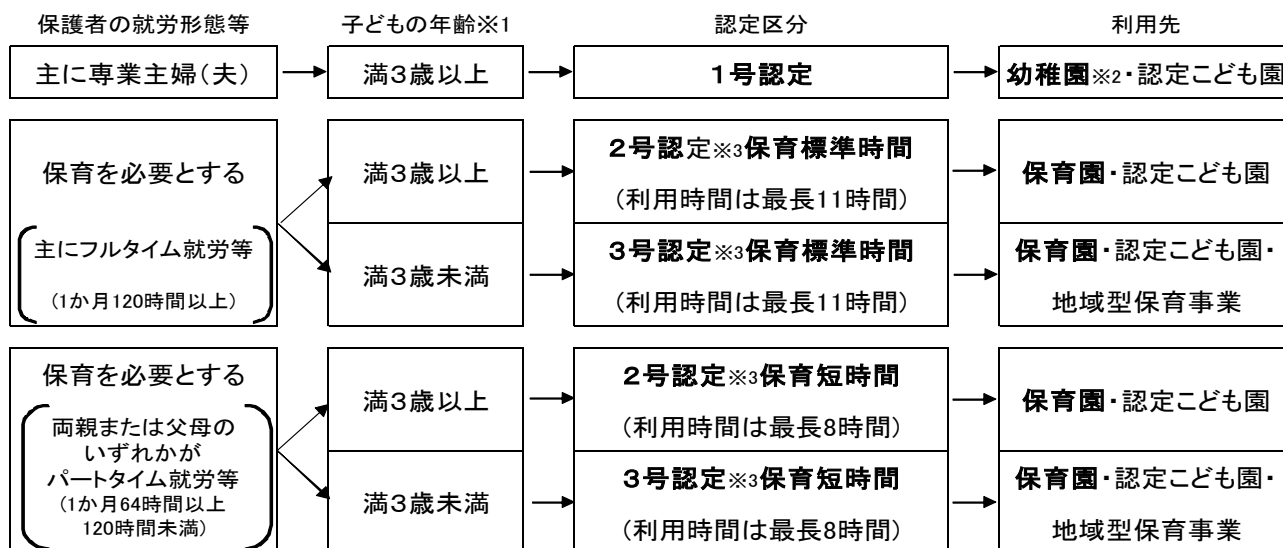
- ◇ 認定こども園・・・教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設（0～5歳児）
- ◇ 保育所・・・就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設（0～5歳児）
- ◇ 地域型保育事業・・・少人数の単位（19人以下）で、0～2歳児の子どもを預かる事業
 - ①家庭的保育事業＝家庭的な雰囲気のもとで5人以下を保育
 - ②小規模保育事業＝6～19人を保育
 - ③事業所内保育事業＝会社の保育施設などで従業員の子供と地域の子供を一緒に保育
 - ④居宅訪問型保育事業＝保護者の自宅で1対1による保育

【交野市の保育施設】

認定こども園(13)・保育所(1)・小規模保育施設(8)があります。（ ）は施設数です。
 ※詳細はP18・19をご覧ください。

2. 保育の必要性の認定

- ◇ 就学前の子どもへの教育・保育を保障するため、新たに「給付制度」、「保育の必要性の認定制度」が導入されました。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、支給認定を受けることになります。なお、認定区分によって利用先が決まります。



※1 認定区分を決める際には、申請時の満年齢で認定されます。

認定こども園等の入所年齢は、その年の4月1日現在満年齢によります。したがって誕生日が過ぎて満年齢が上がっても、1年間はそのままです。

※2 新制度へ移行しない幼稚園は、これまで通り各園で受付が行われます。

※3 2・3号認定には、「保育を必要とする事由（就労・病気など）」（P4参照）に該当する必要があります。

3. 支給認定の対象者

- ◇ 交野市に住民登録している又は住民登録の予定がある方で、保育所（園）、認定こども園、新制度に移行した幼稚園・地域型保育事業（小規模保育施設等）・企業主導型（地域枠）の利用を希望する児童

4. 支給認定（2・3号認定）手続きの流れ



認定こども園を利用希望の場合

- (1号認定) 認定こども園に直接申請する。※市立園はこども園課に申請する。
- (2・3号認定) こども園課に申請する。
※保育所・小規模保育施設は2・3号認定のため、こども園課に申請する。

〈私立幼稚園を利用希望の場合〉
希望する幼稚園に直接お問い合わせください。

5. 支給認定申請 兼 認定こども園等入所申請について

◇ 認定こども園等への入所申込みは以下の書類が必要になります。書類に不備がある場合、申請を受け付けられない事がありますので、注意してください。 ※各書類はHPからダウンロードできます

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 入所申込書
・保育の利用を希望する児童1人につき1通

〈交野市外から転入された方・交野市内で税が未申告の方〉

入所選考では所得額が分かる書類が必要ですので、課税証明書等の提出又は税申告をしてください。詳細はP5の「※総所得額が分かる書類について」をご確認ください。

- (2) 保育の利用を必要とする証明書（兄弟姉妹がいる場合は、世帯で各1通）

- ・父母それぞれの証明書が必要です。（単身赴任など、児童と別居の場合でも必要）
- ・証明書と一緒に添付書類が必要になる場合がありますので、P4の必要書類を必ずご確認ください。

※ひとり親家庭の方は、その証明として戸籍全部事項証明<戸籍謄本>・児童扶養手当証書・ひとり親医療証等のいずれかの写しを添付してください。

※同居の祖父母については、証明書の提出により優先順位が変動する場合があります。「利用調整基準表」（P14・15）を参照

※入所申込み後に「世帯状況」・「就労内容」等に変更が生じたら必ず届けて下さい。
認定変更や選考点数が変わる場合があります。選考点数は翌々月の選考から反映します。

- ◇ 入所選考の締め切りは毎月月末で、翌々月の選考を行います。ただし、4月の年度選考の締め切りは12月末です。（例：5月末申込み⇒6月中旬頃に7月1日入所の選考）
- ◇ 育児休業明けの入所選考については、入所希望月の2ヶ月前から行います。
例：4月1日・5月1日の入所希望 ⇒年度選考にて実施
9月1日の入所希望 ⇒7月中旬に行う8月1日入所の選考にて実施（以降、変更がなければ毎月選考にかかります。）
- ◇ 入所児童が特別な配慮が必要な場合（障がい等）の場合は、事前に申し出てください。

6. 保育認定【2・3号認定】に該当する事由と必要書類

◇『保育の利用を必要とする証明書』を提出されるときは、一緒に提出していただく添付資料があり、事由ごとに必要書類が異なりますので、忘れずに提出をお願いします。

(1) 保育を必要とする事由と必要書類【必須】

保育を必要とする事由（基準項目）	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・外勤（育児休業中含む）※1 ・内職・専従者 ・その他（雇用内定者・再雇用）の方 （1ヶ月に64時間以上の労働を常態とする※3）	①勤務証明書（内職証明書） （育児休業中の方は育児休業（予定）期間の記載が必要）
<ul style="list-style-type: none"> ・自営業（個人事業主）の方 （会社役員の方は①勤務証明になります）	②自営業申立書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかの写しを添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、出産の方 （産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度）	③母子健康手帳の写しを添付 出産予定日の記載部分・受診後の妊娠中の経過の写し（交野市母子健康手帳の場合はP4、P8・9の部分）
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、保護者の病気・けがの方 	④疾病証明（診断書）
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、保護者の障がいの方 	⑤障がい状況証明 ※手帳の写し（顔写真と等級がわかる部分）を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護 ※2 	⑥介護・看護証明
<ul style="list-style-type: none"> ・就業に向けて求職活動を行っている方 ※3 （勤務先が内定している方や再雇用予定の方は①勤務証明書（内職証明書）になります）	⑦求職活動状況申告書・誓約書に記入
<ul style="list-style-type: none"> ・就学している方、または就学が決まった方 ※職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む	⑧就学等（予定）証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に親子通園している方 	⑨兄弟姉妹が療育施設等に親子通園している申告 ※療育施設の在園証明を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・災害などにより児童の居宅を失った または 破損した場合にその復旧の為保育できない方 	⑩災害復旧の欄に罹災した日を記入 ※罹災したことが分かる書類を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・その他、市長が必要と認める場合 	市長が必要と認める書類を提出

※1 育児休業は、パート・アルバイト等で雇用先からの育児休業制度を取得できない方や、出産が理由で退職された方で再雇用の予定があり、再雇用先からの証明がでる場合は育児休業扱いとしております。

※2 親族でない人への介護・看護、別居している親族への介護では2・3号の認定は受けられませんのでご注意ください。

※3 月64時間未満の就労（就学）の方は求職中としての申請になります。求職中の申請では、認定は保留となりますが、入所選考は実施します

◇『保育の利用を必要とする証明書』は、保護者記入部分と証明発行者記入部分がありますので、記入見本を参照のうえ、間違いのないようにしてください。

◇ 選考は「利用調整基準表」（P14・15）に基づき、父母の基準のうち低い方を選考点数とします。

(2) 調整項目【任意】

以下の内容に応じて書類提出があった場合、調整点を適用して選考する。

内容	提出書類
保護者が保育資格を有し、交野市内の特定教育保育施設等において、月64時間以上就労している又は就労が内定している場合	保育士加点申込書
入所保留後（入所保留中）で、認可外保育施設に1ヶ月以上通園している	在園証明書（認可外保育施設に1ヶ月以上通園していることを証明する内容）
育児休業を終了し復職する場合	①勤務証明書
申請児童が障がい	障がい者手帳（写し）など、申請児童が障がいであることが分かる書類
保護者が疾病又は障がいがある	（疾病）④疾病証明 （障がい）⑤障がい状況証明と手帳の写し
同居親族の介護・看護をしている	⑥介護・看護証明
転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に入所しており（2・3号認定に限る）、かつ入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合	在園証明書 ※1号・新1号認定の場合は対象外
希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書

※上表右欄に記載している①・④・⑤・⑥の書類は、『保育の利用を必要とする証明書』を意味します。

(3) 優先順位【任意】

以下の内容に応じて書類提出があった場合、基準表に基づいて優先する。

※「基準項目+調整項目」の点数の合計が、他の申請者と同点だった場合の優先順位

内容	提出書類
障がい児（者）のいる世帯	障がい者手帳（写し）など、障がいがあることが分かる書類
祖父母と同居の世帯 ※書類提出で「別居」扱いとする。	同居祖父母全員の『保育の利用を必要とする証明書』
保護者の総所得金額等の合計額が低い世帯	※下表を参照

※総所得額が分かる書類について

		令和4年4月～8月入所選考を受ける場合・・・令和3年1月1日時点で住民登録があった所在地	令和4年9月～翌3月入所選考を受ける場合・・・令和4年1月1日時点で住民登録があった所在地
		交野市	交野市以外
税申告	申告済み	税証明の提出不要 ※主婦（夫）等で「無収入」の場合も申告は必要です。	税証明の提出必要 ※「所得額を確認できる書類」を提出してください。
	未申告	申告必要 / 税証明の提出不要 ※交野市で申告後、こども園課にご連絡ください。	申告必要 / 税証明の提出必要 ※令和3年（4年）1月1日時点で住民登録があった市町村で申告後、「所得額を確認できる書類」を提出してください。

「所得額を確認できる書類」 総所得金額・税額控除前の市民税所得割額が記載されているもの

- ・ 会社員（住民税が給与から天引き） → 「住民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- ・ 自営業（住民税を納税通知書で納付） → 「住民税納税通知書」の写し
- ・ 納税通知書のない方（非課税を含む） → 「住民税課税（非課税）証明書」の写し

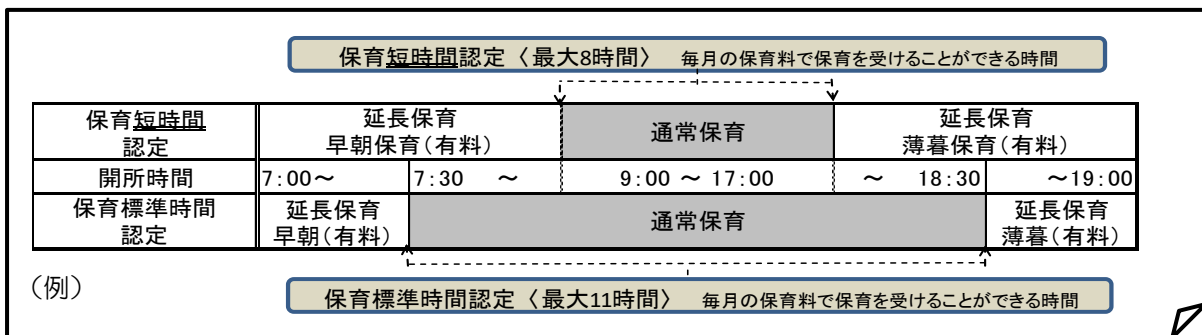
7. 入所の期日

- ◇ 入所日は毎月の初日（1日）です。
- ◇ 産後・育児休暇明けは、初日（1日）の入所になりますが、ならし期間として入所月の15日まで産後・育児休暇期間とすることができます（要証明）。復職が16日まででなければ、当月の希望はできません。
- ◇ 採用予定での入所申請者も、産後・育児休業明けと同様にならし期間を考慮し、採用予定日が16日までであれば当月1日入所が可能です。

8. 保育の短時間認定（最大8時間）と標準時間認定（最大11時間）について

- ◇ 保育短時間認定の8時間及び保育標準時間認定の11時間は、それぞれの認定を受けた子どもが利用できる時間帯（通常保育）を各施設・事業者が定めます。 毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができる時間帯です。〈短時間認定者と標準時間認定者の通常保育時間は異なります。〉この時間以外で保育を受ける場合、追加料金（延長保育料）がかかります。

保育が必要な時間にかかわらず、11時間の保育が受けられるものではありません。



※ 通常保育時間〈最大8時間〉は、園により異なります。

◇ 保育短時間認定

就労(就学)の時間が月64時間以上120時間未満の方は、最大8時間の保育を受ける事ができます。育児休業期間中・求職活動期間中の方は保育短時間認定となります。

◇ 保育標準時間認定

就労(就学)の時間が月120時間以上の方は、最大11時間の保育を受ける事ができます。出産・疾病(障がい、けが)・介護・兄弟姉妹が療育施設に親子通園している場合・災害復旧の方は保育標準時間認定となります。

「注1」認定時間(標準・短時間認定)の変更について

認定時間は月単位で決定しますので、保育を必要とする事由を変更する場合は、月末まで(閉庁日の場合はその前日の平日)に『保育の利用を必要とする証明書』等をこども園課に提出してください。

翌月1日から認定時間を変更します。

月末までに提出が間に合わない場合は、事前にこども園課まで必ずご連絡をお願いします。

「注2」月64時間未満の就労・就学について

月64時間未満の就労・就学事由では、保育認定(2・3号認定)はできません。

保育施設を利用するため、就労・就学(月64時間以上)に変更する方は『保育の利用を必要とする証明書』の①勤務証明書(勤務先にて証明が必要)を提出してください。

証明が発行できない場合には、求職中としての申請をしてください。

9. 入所内定及び承諾

- ◇ 入所の承諾は、『保育の利用を必要とする証明書』等により審査を行い、入所基準の高い順に内定し、申込み時と基準が変わらない場合、認定こども園等の入所を承諾します。
- ◇ 入所時と申込み時の状況が変更されている場合は、内定が取消しになります。
- ◇ 認定こども園等の定員に余裕がないときなどは、入所できません。
- ◇ 求職中での内定は、90日(約3ヶ月)の期限付き入所となります。その期間中に就労開始及び保育の基準を満たす『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただければ、翌月からの認定区分が変更となり、継続して入所を承諾します。

〈入所内定を辞退された場合の取り扱いについて〉

入所内定を辞退した場合は、以下①・②の取り扱いとなりますので、入所希望日・希望園等をよくご確認の上、入所内定を辞退されることのないよう申請してください。

- ①内定を辞退した年度内は調整点(マイナス5点)が適用され、以降は入所保留証明書の発行はできません。
- ②年度内は保育を必要としないものとして受け止め、申請自体を取下げ扱いとします。

〈申請内容の相違による「内定の取消し」と「マイナス調整」について〉

入所選考により内定が出た方には、改めて『保育の利用を必要とする証明書』の提出を求め、申請内容と相違がないかを確認させていただきます。

その際に、当初の申請内容と入所内定時に確認する状況が異なる場合は、「内定の取消し」と「年度内の選考時は辞退扱いによる調整点(マイナス5点)が適用」されます。

そのため、申請内容に変更がある場合は、必ず期限までに内容を変更してください。

例：「就労」の場合

「月160時間(20点)」で申請(勤務証明書を提出)していたが、入所内定後に提出された勤務証明書は「80時間(12点)」であった場合。

⇒本来は「12点」で選考すべき内容であったため、申請内容の相違により「内定取消し」と「マイナス調整点の適用」となる。

例：「就労」のうち「育児休業を終了し復職する調整点を適用」の場合

申請時に育児休業を取得していた会社への復職ではなく、退職し、別の会社で就労をされる場合。

⇒育児休業を取得した会社へスムーズに復職するための調整点であるため、申請内容の相違により「内定取消し」と「マイナス調整点の適用」となる。

10. 待機児童について

- ◇ 待機児童とは、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、希望する期日に入所できていない児童をいいます。ただし次のいずれかに該当する場合は除きます。

- 1 国庫補助事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業、地方公共団体による単独保育施策による保育、幼稚園で預かり保育又は一時預かりを利用、企業主導型保育事業で保育をされている場合
- 2 転園(所)希望(現在、他の認定こども園等(※)に入所中)の場合
- 3 入所可能な認定こども園等(※)の入所を辞退(キャンセル)した場合
- 4 特定の認定こども園等(※)のみを希望している場合
- 5 本市に住所を有しない場合
- 6 求職活動を休止している場合
- 7 保護者が育児休業中の場合
- 8 兄弟姉妹が同時に入所できる場合を希望している場合

※認定こども園等(認定こども園、保育所、小規模保育施設など)

1 1. 保育料について

(1) 保育料の決定

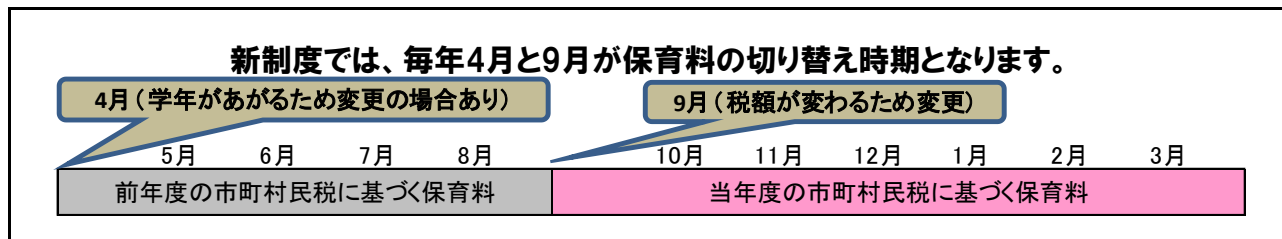
◇ 保育料は利用者負担額表に基づき、以下ア～ウの項目で決定します。

ア 世帯の市民税所得割額

イ 保育認定時間（標準時間または短時間）

ウ 対象児童が（生計を一にする）兄弟から数えて何人目にあたるか

◇ 保育料は毎年4月と9月に決定（更新）されます。（下表参照） ※税関係書類の提出は原則不要です。



(2) 保育料の算定

◇ 保育料の算定には、世帯の市民税所得割額（税額控除前の額）を合算した額を使用します。

- ①「世帯」とは
保護者と入所児童が生計を一にするものをいいます。
- ②「税額控除」とは
配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄附控除等をいいます。

〈注意〉 次の①～③に該当される方は、保育料の算定に必要な市民税所得割額を確認することができないため、書類提出や手続きが必要になります。

①未申告の方

4～8月に入所する場合は前年度の市民税額により保育料を決定し、9～3月に入所する場合は当年度の市民税額により保育料を決定します。未申告により市民税額が未確定の方は、入所前までに申告してください。入所前2年以内に交野市に転入された方は、転入前の市役所住民税担当課で申告し、「市民税・府民税課税（非課税）証明書」の提出が必要となる場合があります。

②入所前2年以内に交野市以外で住民税を課税されていた方

交野市に転入された方（又は単身赴任の方）は、「市民税・府民税の税額を確認できる書類」の写しを提出してください。

「4～8月」に入所する場合 前年度分

「9～3月」に入所する場合 当年度分

【市民税・府民税の税額を確認できる書類】

○会社員等（市民税が給与から引かれている方）

「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し

○自営業等（市民税を納税通知書で納めている方）

「市民税・府民税納税通知書」の写し

○納税通知書のない方（非課税を含む）

「市民税・府民税課税（非課税）証明書」の写し

③海外赴任の方

海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、前々年度及び前年度の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。（控除等の証明がある場合は、その書類のコピーも添付してください）

(3) 保育料の支払い

◇ 市立認定こども園及び保育所をご利用の方は、保育料の支払いは以下のとおりです。

【口座振替の場合】 毎月 27 日に引き落とし ※休業日の場合は翌営業日

◇ 私立認定こども園・小規模保育施設は、各園が定める方法によりお支払いください。

◇ 施設ごとに別途費用（実費徴収等）がかかる場合があります。各施設に確認をお願いします。

(4) 保育料の減免

◇ 保育料は次のような理由の場合、保護者からの申請に基づき減免する制度があります。

- ① 児童の疾病などにより、医師の診断に基づき同一月内で引き続き 15 日以上、保育を受けられなかったとき（診断書が必要です）
- ② 通園施設の休園 又は 保育停止により、同一月内で引き続き 15 日以上、保育を受けられなかったとき
- ③ 納入義務者の死亡・失業または不慮の災害等により納付が困難な場合

■ひとり親又は在宅障がい児（者）のいる世帯の保育料軽減について

◇ ひとり親又は在宅障がい児（者）のいる世帯で、市民税所得割額が 77,101 円未満の場合は、保育料の軽減措置があります。（P16～18 参照）

該当する場合はいずれかの書類の写しを提出してください。

- ・ひとり親家庭…戸籍全部事項証明<戸籍謄本>・児童扶養手当証書・ひとり親医療証
- ・障がい児（者）のいる世帯…障がい者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証明

■ 「幼児教育・保育の無償化」が実施されています

(1) 保育料について（こども園課への特別な手続きは不要）

- ◆ 3 歳児から 5 歳児クラスの子ども…全員無償
- ◆ 0 歳児から 2 歳児クラスの子ども…市民税非課税世帯の方のみ無償
※課税世帯の方は、保護者の市民税を基に算定した保育料をお支払いいただけます。

(2) 給食費について

給食費〔主食費（ごはん）、副食費（おかず・おやつ等）〕については、無償化後も引き続き、原則、保護者負担です。

※3 歳児から 5 歳児クラスの 2 号（保育）認定子どもの副食費の負担方法について

これまで保育料の一部に含まれていたため、保育料を支払うことで、副食費を負担していただきましたが、令和元年 10 月からは保育料が無償になることに伴い、副食費を別途、支払っていただくこととなります。副食費は通園している園が定める額を、園に支払っていただきます。

(3) 副食費の免除について（こども園課への特別な手続き不要）

3～5 歳児クラスの 2 号認定子どものうち、以下の子どもは副食費が免除されます。

- ① 年収約 360 万円未満相当世帯の子ども
- ② 第 3 子以降の子ども※本市独自の多子カウント方法（P10 参照）により第 3 子以降に該当する子ども

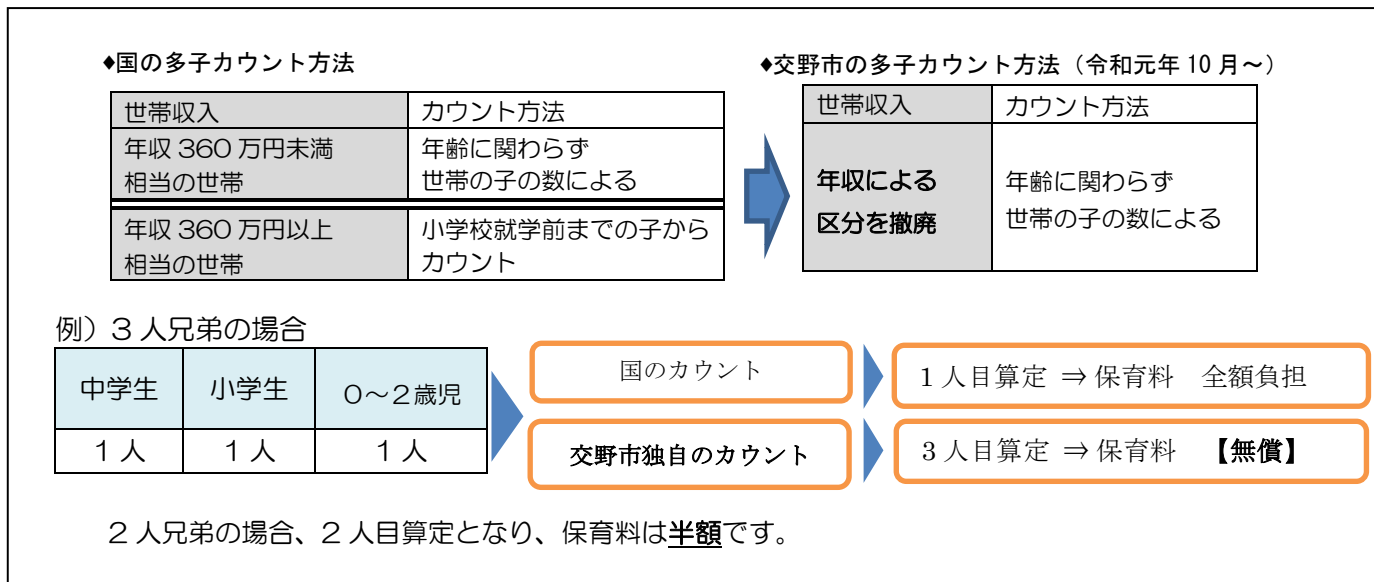
2 号認定子ども	第 1 子	第 2 子	第 3 子
年収 360 万円未満相当 市階層：第 1 階層～第 6-3 階層、第 7-1 階層、第 8-1 階層	免除	免除	免除
年収 360 万円以上相当 上記以上の階層	保護者 負担	保護者 負担	免除

■交野市独自の保育料の軽減措置を実施しています

(1) 無償化対象外である0～2歳児クラスの保育料を軽減（第3子無償化）

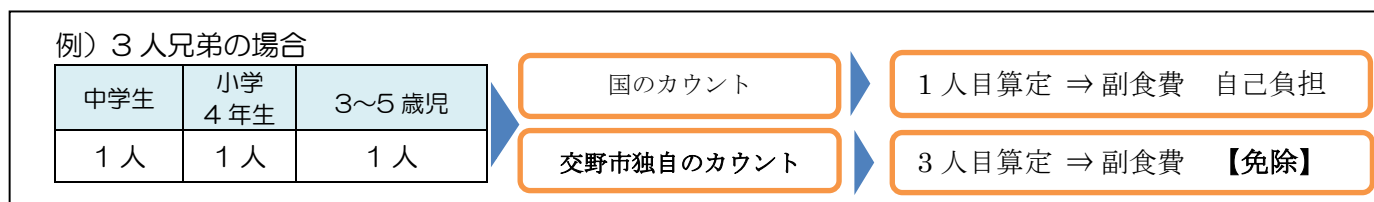
交野市では、市独自の多子カウント方法を導入し、国の無償化の対象外となる0～2歳児クラスの子どもに対して、多子世帯の保育料の軽減措置（半額又は無償化対象者の拡大）を実施しています。

※多子カウント対象の子どもは生計が同じであることが条件です。



(2) 市の独自の保育料軽減措置により副食費の免除対象者も拡大

3歳児から5歳児クラスの2号認定子どもの副食費についても、市独自の多子カウント方法により第3子以降にカウントされた子どもは副食費が免除されます。



12. 育児休業を取得する場合

◇ 育児休業を取得する方で、上の子どもが保育施設に在園しており、その在園児童の入所継続を希望する場合

育児休業中は家庭保育が可能となるため、原則として退園となりますが、児童福祉の観点から入所児童の発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、継続利用を認めます。

【提出書類及び期限】

「保育継続申立書」を出産後 8 週間以内に提出して下さい。※再雇用の方も同様です。

【保育必要量】

育児休業期間中は『保育短時間認定』にかわります。

※育児休業給付金の制度（支給期間の延長など）は、勤め先かハローワークに確認してください。

◇ 育児休業中に希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合

保育所等の入所選考にて希望する保育所等に入所できない際は育児休業の延長も許容できる場合、予め同意書の提出を行うことで、マイナスの調整点を適用し選考を受けることができます。

【提出書類及び期限】

「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」を選考月の 3 ヶ月前の月末（4 月入所選考は前年の 12 月 28 日）※までに窓口を持参し、提出して下さい。

※月末が土・日・祝日・休日の場合は前開庁日

【入所保留証明書】「各種証明申請書」を受理後作成し、後日郵送にて発送

マイナス調整点を適用し、他の申込者より後の順位として、入所選考にかかった結果、内定が出なかった際は、「入所保留証明書」が発行できます。

※マイナス調整点を終了させるには、「育児休業の利用調整に係るマイナス調整点適用終了に関する同意書」を受付期間内に提出して下さい。

※同意書が必要な方はこども園課までお申し出ください。

13. その他

◇ 入所に関する注意事項

保育施設への入所承諾後（または入所中）であっても、次のいずれかが判明した時は、保育の実施を解除することがあります。

(1) 入所申込み時に、虚偽の記入または申告があった場合

(2) 認定こども園等入所中に、退職等で保育を必要とする事由がなくなり、今後就労等の意思がない場合

(3) 転出等で交野市内に居住しなくなった場合

(4) 求職中に入所した方で、入所後 90 日以内に就労開始及び保育の基準を満たす『保育の利用を必要とする証明書』の提出がない場合

※上記の入所要件を確認するため、在園中の方については、毎年 2 月頃に『現況届』と『保育の利用を必要とする証明書』を提出していただきます。提出がない場合は保育の実施を解除します。

◇ 転園申請について

内定後の転園申請については、以下のとおり取り扱います。

	兄弟が別園で内定した場合	入所内定後に別施設を希望する場合
希望月	入所月の翌月から可 (但し、兄弟の在園施設のみに限る)	年度途中は不可（小規模保育施設も同様） ※希望年月日は次年度（令和 5 年度）選考からの年月日とする。
申請時期	随時受付	入園後に随時受付 (小規模保育施設のみ内定時に受付)

◇ 連絡事項について

入所申込み後または入所後も次のことで状況が変わったときは、必ず連絡して下さい。

- (1) 保護者が転職・退職・就職されたとき
- (2) 住所が変わったとき
- (3) 家族の状況に異動があったとき
- (4) 『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 入所申込書』、または『保育の利用を必要とする証明書』の記載内容に変更が生じたとき
- (5) 入所申込みを取り下げるとき
- (6) 入所児童が病気などで長期欠席される場合
- (7) 修正申告・結婚・離婚等で市民税所得割額が変更された場合（保育料のさかのぼり変更は、当該年度のみ可能です。また、こども園課の調査により、後日税額変更等を確認した場合は、さかのぼり請求をすることがあります。）

- 在園中の方で、世帯の状況や保護者の事由が変更になる場合は、「標準時間」または「短時間」の認定や保育料が変わる可能性がありますので、『保育を必要とする証明書』を必ず再提出してください。
- 申請中の方も、世帯の状況や保護者の事由や就労時間等の内容が変更になる場合は、『保育を必要とする証明書』を必ず再提出してください。

×毛

